

平成28年度 第1回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成28年7月26日(火) 13:30~15:30
会 場	消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	委員長 神部 智司 委 員 森川 太一郎, 宮崎 睦雄, 萩原 殉子, 福田 晶子, 三谷 百香, 浦野 京子, 大島 眞由美, 植田 英三郎, 西村 京, 寺本 慎児 欠席委員 佐野 武, 上田 晴男, 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 脇 朋美 事務局 芦屋市地域福祉課 細井 洋海, 頭井 智世, 浅野 理恵子, 吉川 里香, 宮本 ちさと, 知北 早希 芦屋市障害福祉課 本間 慶一, 長谷 啓弘 芦屋市高齢介護課 宮本 雅代, 嶋田 美香, 井村 元康
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 開会

【委員会の成立について】

・開始時点で13人中11人の委員の出席について成立。

2 委員委嘱

3 委員及び事務局の紹介

4 委員長・副委員長の紹介

委員長…神部委員

副委員長…宮崎委員

5 議事

(1) 平成28年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

(2) 市民後見人の推薦システムについて

(3) 虐待対応マニュアル改訂に関するプロジェクトチームの設置について

(4) その他

## 6 資料

### 事前配布資料

- 資料 1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 資料 2 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
- 資料 3-1 平成 27 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- 資料 3-2 平成 27 年度芦屋市権利擁護支援センター事業報告
- 資料 3-3 平成 28 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画
- 資料 4-1 芦屋市権利擁護支援者人材バンク運営要領 (案)
- 資料 4-2 芦屋市権利擁護支援者人材バンク登録票 (新規・変更・更新) (案)
- 資料 4-3 誓約書 (案)
- 資料 4-4 活動停止願 (案)
- 資料 4-5 登録解除願 (案)
- 資料 5-1 芦屋市市民後見人候補者登録等取扱基準 (案)
- 資料 5-2 市民後見人候補者登録申請書 (新規・更新) (案)
- 資料 5-3 後見人等候補者推薦 (受諾・辞退) 書 兼 誓約書 (案)
- 資料 5-4 登録解除願 (案)
- 資料 6 市民後見人が受任する事案の目安 (案)
- 資料 7 市民後見人受任までの流れ フロー図 (案)
- 資料 8 芦屋市市民後見人活動マニュアル (案)

### 当日配布資料

- 当日資料 1 障害者差別解消法の概要と芦屋市での取り組みについて
- 当日資料 2 平成 28 年度権利擁護支援者養成研修チラシ

## 7 審議経過

- (1) 平成 28 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告について  
(権利擁護支援センター 脇)

事前資料 3-1 平成 27 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告の説明

事前資料 3-2 平成 27 年度芦屋市権利擁護支援センター事業報告の説明

事前資料 3-3 平成 28 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画の説明

(神部委員長)

先ほどのご報告に対して委員の皆様方からご質問、ご意見、いかがでしょうか。

(大島委員)

資料 3-1 中の分類別相談内容別 相談対応件数の表について、その他権利擁護支援の内容に関する相談の 663 件のうち、生活上の不安や悩みやという項目が 86% を占め、非常にウエイトが高いと思いますが、この現状をどう捉えておられますか。

(権利擁護支援センター 脇)

生活に関する全般の悩みから必要であれば、債務整理や弁護士へのつなぎ、成年後見制度の利用などに対応することがあります。生活を支えるのが権利擁護支援であり、生活をする中での悩みがあるのは当然で、切り分けることはできず、全て含めて権利擁護支援と考えています。

(植田委員)

権利擁護支援者養成研修について平成23年をピークに減り、昨年は14名と減っている印象をうけますがいかがですか。

(権利擁護支援センター 脇)

平成23年度の54名は、介護相談員派遣事業が24年度から始まるために、過去の受講生の方に対し、介護相談員として従事いただくための追加研修を行った人数も含めており、実質の受講生は約25名程度だったと思います。

地域を回り権利擁護研修を行っている中で、権利擁護研修やワークショップに参加した方が、権利擁護支援者養成研修に参加するケースもあるため、地域への地道な周知・啓発が繋がっていくのではないかと考えており、今後も力を入れていきたいと思っています。

(萩原委員)

介護相談員の働きにより、高齢者の施設虐待の予防につながるという説明がありましたが、どのような効果が生まれており、今後の展望をどのように考えているのか、詳しく教えてください。

(権利擁護支援センター 脇)

介護相談員の研修でも、虐待防止について取り上げていますが、介護相談員の活動目的は、介護保険サービスを利用されている方からの苦情へつながる前の、事前の防止であり、虐待予防を目的にはしていません。

しかし、介護相談員が施設に行き、利用者と話しすることにより、利用者や施設職員の意識も変わり、結果として虐待防止につながっていると思っています。

施設職員の方は業務が忙しく、時間を取って利用者の話を聴くことが難しい中で、介護相談員がゆっくり利用者の方の話を聴き、施設職員には話しにくいことを聴いて施設に伝えてくださることが介護相談員を受け入れることの効果だという意識が、施設にも浸透していると思います。

また回数を重ねて施設と介護相談員の関係性が良好になることも虐待予防につながっていくと考えています。

(神部委員長)

フォローアップ研修の中で、介護相談員からこの事業に対する改善点や要望については、どのような声が出てきていますか。実際に活動されている西村委員はいかがですか。

(西村委員)

私が活動していて思うことは、施設利用者の方は話ができる方ばかりではなく、話をす

ることができない方が多いため、活動する2時間をどう過ごしたらよいのかという点で悩むことが最初に介護相談員として乗り越えないといけないところだと思います。

フォローアップ研修で特に取り上げてほしいことは、コミュニケーションについてです。

私は5年目になったため、最初は本当にしんどかったという話を、新しい方には伝えています。しかし、それを乗り越えることで今は気楽になったということ、話をすることができない方と無理に話をしなくても、ただ横に座って同じ方向を見ているだけでも気付くこともある、と伝えるようにしています。しかし、それは体験に基づいて話していることで裏づけがないため、専門職から、それでもいいということ伝えてもらえると、介護相談員は悩まずに2年目、3年目と続くのではないかと思います。

(権利擁護支援センター 脇)

そのような声もいただき、権利擁護支援者養成研修の介護相談員の科目には、コミュニケーション技法やロールプレイを新たに取り入れており、その科目については、受講修了生に対しても周知しています。

(森川委員)

専門相談について件数が減少していますが、専門相談は臨時・出張相談も行っており、他の法律相談とは大きく異なる場所だと思いますので、臨時・出張相談の周知を、もう少し積極的に行なってはどうかと思います。

(神部委員長)

より多くの方々に利用していただけるよう、周知の徹底をお願いします。

(大島委員)

人材バンク登録者数ですが、芦屋市の規模で60名は多いのか少ないのか、また目標人数はありますか。

(権利擁護支援センター 脇)

人材バンクの登録者数について、他市の状況は未把握ですので比較はできませんが、稼働率としては、介護相談員の活動がある分、高いと思います。

(神部委員長)

40件の福祉サービス利用援助事業を実施していくうえで、人材バンク登録者の中で生活支援員として活動している方が2名では少ないのではないですか。

(三谷委員)

社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業利用者が平成27年度末時点で40件あり登録型の生活支援員は9名となっています。うち2名は、人材バンクに声をかけ、紹介いただいた方で、4月以降にもう1名人材バンクより登録をいただいています。

しかし、非常に要望の多い事業であることから、生活支援員が不足してきているなど感じています。

(神部委員長)

それでは、次の議事に移らせていただきます。

- (2) 市民後見人の推薦システムについて (地域福祉課 宮本)
- 資料4-1 芦屋市権利擁護支援者人材バンク運営要領 (案)
  - 資料4-2 芦屋市権利擁護支援者人材バンク登録票 (新規・変更・更新) (案)
  - 資料4-3 誓約書 (案)
  - 資料4-4 活動停止願 (案)
  - 資料4-5 登録解除願 (案)
  - 資料5-1 芦屋市市民後見人候補者登録等取扱基準 (案)
  - 資料5-2 市民後見人候補者登録申請書 (新規・更新) (案)
  - 資料5-3 後見人等候補者推薦 (受諾・辞退) 書 兼 誓約書 (案)
  - 資料5-4 登録解除願 (案)
  - 資料6 市民後見人が受任する事案の目安 (案)
  - 資料7 市民後見人受任までの流れ フロー図 (案)

(神部委員長)

資料全体について、委員の皆様方からのご意見、ご質問はいかがでしょうか。

(西村委員)

資料4-1で、第4条の(2)について、研修を2年以内に修了していることとなっていますが、平成22年度に研修を受けた人は該当しないという意味ですか。

(事務局 吉川)

今現在登録して活動されている方は、そのまま登録していただけたように考えていますが、今ご指摘のあったことを考慮し、書き方については検討します。

(西村委員)

資料5-1で、1登録(1)の④「適切な活動実績が1年以上」となっていますが、私は、活動して1年では自信が持てず不安定な状態にあったため、1年では足りないと考えます。

(権利擁護支援センター 脇)

市民後見人が選任された後、権利擁護支援センターがフォローアップを行います。権利擁護支援センターへの報告や、定期的な活動状況の確認があるため、活動しながら勉強していただければと考えています。

(寺本委員)

資料7について、非該当であった場合や、受任の可否で否になった場合、「依頼元に連絡」とありますが、この依頼元とはどこに当たるのか教えてください。

(事務局 吉川)

現在依頼元としては、家庭裁判所、行政、権利擁護支援センターの三つの機関を想定しています。

(寺本委員)

権利擁護支援センターが依頼元に連絡をするという理解でよいですか。

(事務局 吉川)

ご理解のとおりですが、フロー図を分かりやすく、変更します。

(植田委員)

資料7の家庭裁判所からの推薦依頼に基づいて、仕組みが動き出すということとありますが、この数年、芦屋市に対しての推薦依頼の実績状況及び実態について、わかる範囲で教えてください。

(事務局 吉川)

今のところ実績はありません。しかし、成年後見制度利用促進法もできたことから、体制を整えているところであります。

(神部委員長)

市民後見人となる方は数年先には何名くらいを想定されていますか。また既に実施している西宮市の実績はご存知ですか。

(権利擁護支援センター 脇)

西宮市の実績はないと聞いています。

(神部委員長)

社会的な見方をすれば、認知症高齢者の方が増えていく中で、専門職後見人不足という視点から、市民後見人を積極的に活用していくと国から示されている一方で市民後見人の活動が進んでいないように思います。

しかし、芦屋市で現に後見人を必要としている方がいる中で、市民後見人を円滑に実施していくためには、どういったことがこれから課題になっていくと考えていますか。

(事務局 細井)

市民後見人に課せられる委任や金融機関等関係者との交渉は、多岐にわたっており、それを市民後見人だけで担うには、余りにも責務が大きく、精神面も含めた負担も大きいことが容易に想定されますので、権利擁護支援センターへの報告だけではなく、困った際に気軽に相談ができ、市民後見人を支えるバックアップ体制が不可欠であると思っています。

また、被後見人のみならず後見人を支えることで、結果として被後見人の生活の保障にもなると思っていますので、体制を整えていきたいと思っています。

(神部委員長)

資料8のマニュアルの発行時期についてご意見があればお願いします。

(西村委員)

10月「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の施行後の発行でよいと思います。

現時点では既に7月末であることから、10月発行にすることで無駄がないと思います。

また、マニュアル3ページの保険についてですが、これは選任された市民後見人が支払って加入するのですか。

(事務局 吉川)

本人加入で考えています。

(西村委員)

次に62ページの活動報告について、3カ月ごとに活動報告を行うことになっていますが、財産管理や、通帳を預かっている場合には、通帳を持参した上での報告を想定しているのでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

詳細を確認することはありませんが、後見活動の中で困っていることや、悩んでいることを、報告書をもとに話し合えればと考えています。

(西村委員)

前提として通帳等預かっているものは持っていく、確認する場合もあるということを、伝えておいたほうがよいと思います。

(権利擁護支援センター 脇)

検討いたします。

(寺本委員)

3ページの損害補償保険の箇所に、会社名が書いてありますが、マニュアルに固有名詞を書く必要がありますか。専門的業務賠償責任保険は、記載されている会社以外にも扱っている会社があるのではないですか。

(事務局 吉川)

神戸市のマニュアルを参考に記載しましたが、書き方については検討いたします。

(寺本委員)

2番目の兵庫県ボランティア・市民活動災害共済は、記載されている会社以外には扱っていないということですか。

(三谷委員)

兵庫県ボランティア・市民活動災害共済は、社会福祉協議会が窓口となり、兵庫県下の社会福祉協議会の取り扱いは、おおむねマニュアルに記載のあるものとなっています。

(事務局 細井)

保険のページに関しては、取り扱いも含めて検討いたします。

しかし、保険に関しては明示すべきといった意見もあったため、確認を行い、修正後、皆様に確認してもらいたいと思っています。

(宮崎委員)

保険料を、被後見人に請求することは難しいですか。

(権利擁護支援センター 脇)

それは難しいと思います。

(宮崎委員)

報酬として裁判所に申し立ててもらえないという理解でよろしいですか。

(森川委員)

保険料を被後見人の負担にすることは、難しいと思います。報酬は後見人には請求権はないとされていますが、裁判所の裁量で報酬金を与えることはできます。どのようなことを後見人がしたか、本人の財産額等を総合的に判断して決まるといった考え方に基づいています。

(植田委員)

6,500円を被後見人が負担をすることと、39ページの後見人は無報酬が原則ということを、明記することは相反するのように感じ難しいと思います。

(権利擁護支援センター 脇)

報酬については、他市では「報酬請求しない」と記載されているものもありますが、芦屋市のマニュアルは、法律的に請求権がないものをマニュアル上で請求できるとは記載できないと判断し、原則無報酬であるとの表現の仕方に変更しました。

(森川委員)

無報酬が原則と文献にも書いてありますが、実際は専門職後見人が後見報酬の申し立て行えば、報酬決定をすることが、実情としてあります。書き方として、「後見は無報酬が原則」ということまで、記載するのはいかがでしょうか。ただし書き以下は「後見人の報酬は家庭裁判所の裁量によって判断されます」と記載する方法が一つの考え方としてあると思います。

(寺本委員)

保険料については、行政がボランティア保険について、各ボランティア団体に対して助成をしている実態があります。将来的に市民後見人が一つの市民後見人としてのグループをつくり、その団体がボランティアというジャンルに属するのであれば、助成はある話かもしれません。しかし、問題となるのは報酬の部分です。他のボランティア団体は一切報酬をもらわないということであれば、報酬をもらっている団体に市が保険であっても助成することは、難しい判断となることが考えられます。内部で検討していきたいと思います。

(神部委員長)

市民後見人活動への相談・支援体制について、後見監督人が選任された場合においても、権利擁護支援センターとして相談・支援していくとありますが、市民後見人が監督人や権利擁護支援センターに助言を求めた際に、双方からのアドバイスに違いがでる可能性があると考えますがいかがでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

そのようなことはないようにしていこうと思います。

(神部委員長)

今の内容を4ページの文言に、反映されていればいいと思います。「後見監督人と連携」や「協力して」等の一文があれば、ニュアンスが変わると思います。

(権利擁護支援センター 脇)

はい。「協力して」という文言を入れる等して語彙の表現を変えたいと思います。

(神部委員長)

それでは、3つ目の議事に移らせていただきます。

(3) 虐待対応マニュアル改訂に関するプロジェクトチームの設置について

(地域福祉課 知北)

(神部委員長)

虐待対応マニュアルの改訂に関するプロジェクトチームの設置について私からプロジェクトチームの構成員について、指名を行います。

森川委員，福田委員，三谷委員，大島委員にお願いします。本日は欠席であります但佐野委員，上田委員にも入っていただきたいと思います。以上6名の方を構成員として指名します。

(事務局 細井)

指名された6名の委員の方，また本日欠席の方については，事務局より再度依頼し，了承を得るようにします。よろしく願いいたします。

(4) その他

「障害者差別解消法の概要と芦屋市での取組について」(障害福祉課 長谷)

「芦屋市権利擁護支援者養成研修について」(権利擁護支援センター 脇)

(神部委員長)

予定しておりました全ての議事を終了いたしましたので，これを持ちまして，第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上